



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年1月14日金曜日 第273号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	(総務管理課).....	4
地域森林計画の公表.....	(林業政策課).....	4
地域森林計画の変更の公表(4件).....	(").....	4
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課).....	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防課).....	5
土砂災害警戒区域の指定.....	(").....	5
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(2件).....	(").....	5
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件).....	(").....	6
都市計画の変更(一部変更)案の縦覧(2件).....	(都市計画課).....	7
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課).....	7
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課).....	7
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課).....	8

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第12号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県本庁舎電話交換機能強化一式	愛媛県総務部総務管理局総務管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年11月30日	松山市味酒町1-3 NECネットエスアイ株式会社 松山営業所	31,790,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による

○愛媛県告示第13号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、令和3年12月24日、南予地域森林計画を立てた。

南予地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局農林水産振興部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第15号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、令和3年12月24日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第14号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、令和3年12月24日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課及び肱川流域林業振興課において公衆の縦覧に供する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第16号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、令和3年12月24日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局農林水産振興部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和3年12月24日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局農林水産振興部森林林業課及び東予地方局農林水産振興部今治支局森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第18号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西予市野村町富野川3614、3614の2、3615、3617から3624まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
野村町富野川3614・3614の2・3624（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、3618
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第19号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

上保田B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線、標柱6号と標柱7号を市道保田37号線北側官民境界線で結んだ線、標柱7号と標柱8号を結んだ線、標柱8号と標柱9号を市道保田35号線東側官民境界線で結んだ線、標柱9号から標柱12号までを順次結んだ線、標柱12号と標柱13号を市道保田25号線南西側官民境界線で結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱
宇和島市	保田	芋ノ谷	乙144番5 1号

山ノ神	乙141番1	2号
	乙140番	3号
	乙139番	4号
坪ノ内	甲252番	5号、6号
	甲258番2	7号
	甲278番2	8号
天一神	甲292番	9号
芋ノ谷	乙143番4	10号
	乙143番9	11号
	乙144番6	12号
	乙144番3	13号

○愛媛県告示第20号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
家藤川203-1029	宇和島市高串（次の図のとおり）	土石流
中ノ谷川203-1107	宇和島市保田（次の図のとおり）	土石流
南上保田川203-1108	宇和島市保田（次の図のとおり）	土石流
嵐川486-1670	宇和島市津島町嵐（次の図のとおり）	土石流
妙典川486-1671	宇和島市津島町嵐（次の図のとおり）	土石流
塩定川486-1674	宇和島市津島町下瀬（次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第21号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
与村井(A) 481 - 21 55(1)	宇和島市吉田町法華津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	与村井(A) 481 - 21 55(1)	宇和島市吉田町法華津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小名(B) 481 - 21 79(1)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小名(B) 481 - 21 79(1)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
立目(B) 481 - 22 26(1)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	立目(B) 481 - 22 26(1)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大良 481 - 22 39(1)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大良 481 - 22 39(1)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石場 482 - 22 71(1)	宇和島市三間町戸雁 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	石場 482 - 22 71(1)	宇和島市三間町戸雁 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下谷 486 - 23 57(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下谷 486 - 23 57(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
嵐(A) 486 - 23 95(1)	宇和島市津島町嵐 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	嵐(A) 486 - 23 95(1)	宇和島市津島町嵐 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
稲屋 483 - 26 22(1)	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	稲屋 483 - 26 22(1)	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

町組 483 - 26 23(1)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	町組 483 - 26 23(1)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
-------------------	------------------------	---------	-------------------	------------------------	---------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第23号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
与村井(A) 481 - 21 55(1)	宇和島市吉田町法華津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	与村井(A) 481 - 21 55(1)	宇和島市吉田町法華津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小名(B) 481 - 21 79(1)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小名(B) 481 - 21 79(1)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
立目(B) 481 - 22 26(1)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	立目(B) 481 - 22 26(1)	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大良 481 - 22 39(1)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大良 481 - 22 39(1)	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石場 482 - 22 71(1)	宇和島市三間町戸雁 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	石場 482 - 22 71(1)	宇和島市三間町戸雁 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下谷 486 - 23 57(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下谷 486 - 23 57(1)	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
嵐(A) 486 - 23 95(1)	宇和島市津島町嵐 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	嵐(A) 486 - 23 95(1)	宇和島市津島町嵐 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家藤川 203 - 1029	宇和島市高串 (次の図のとおり)	土石流	家藤川 203 - 1029	宇和島市高串 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中ノ谷川 203 - 1107 - 1	宇和島市保田 (次の図のとおり)	土石流	中ノ谷川 203 - 1107 - 1	宇和島市保田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

中ノ谷川 203 - 1107 - 2	宇和島市保田 (次の図のとおり)	土石流	中ノ谷川 203 - 1107 - 2	宇和島市保田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南上保田川 203 - 1108	宇和島市保田 (次の図のとおり)	土石流	南上保田川 203 - 1108	宇和島市保田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
嵐川 486 - 1670	宇和島市津島町嵐 (次の図のとおり)	土石流	嵐川 486 - 1670	宇和島市津島町嵐 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
妙典川 486 - 1671	宇和島市津島町嵐 (次の図のとおり)	土石流	妙典川 486 - 1671	宇和島市津島町嵐 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
塩定川 486 - 1674	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	塩定川 486 - 1674	宇和島市津島町下灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第24号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
稲屋483 - 26 22(1)	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	稲屋483 - 26 22(1)	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
町組483 - 26 23(1)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	町組483 - 26 23(1)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

○愛媛県告示第28号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第11596号	平成29年6月26日	(有)黒川仮設	黒川 貞子	松山市高井町835	令和3年12月1日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-30)第16369号	平成30年9月22日	(株)ヨシケンコーポレーション	河本 英樹	松山市北井門4-19-3	令和3年12月21日	電気工事業 管工事業	建設業の廃止(一部)

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第25号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所、伊予市役所、東温市役所、松前町役場、砥部町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を変更する土地の区域
松山広域都市計画区域 全域

○愛媛県告示第26号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所、伊予市役所、東温市役所、松前町役場、砥部町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和4年1月14日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画 区域区分
- 都市計画を変更する土地の区域
松山広域都市計画区域 全域

○愛媛県告示第27号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年1月14日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	日和佐 直	西条市大野266番地1

(般 - 28)第16958号	平成29年 1月18日	住空間デザイン工房	後藤 康夫	松山市平井町甲3654 - 6	令和3年 12月24日	建築工事業	建設業の廃止
-----------------	----------------	-----------	-------	-----------------	----------------	-------	--------

○愛媛県告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年1月14日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
3中局建（開）第32号 令和3年12月28日	東温市見奈良字廣坪592番5、592番6	松山市姫原二丁目1番23号 サンシャイン姫原408号 東 條 雄 一 東 條 麻 李 亜